

役員等及び各種委員の報酬等に関する規程

社会福祉法入 岩 沼 福 祉 会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法入岩沼福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員（以下「各種委員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員等とは、理事及び監事ならびに評議員をいう。

(3) 各種委員とは、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員をいう。

(4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第3条 役員等に対しては、定款第8条及び第16条に定める通り、報酬は支給しない。

2 各種委員に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等及び各種委員が評議員会、理事会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の出席に要する旅費は、旅費規程に定める園長の職のものに関する規定に準じて支給するものとする。ただし、大崎市内の往復については除く。

3 費用弁償の額は、別表1に定めるとおりとする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廢)

第6条 この規定の改廢は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30(2018)年 7月 1日から実施する。

別 表 1

区 分	費用弁償の額
理事会	1回につき 3,000円
評議員会	1回につき 3,000円
理事長の命により出席した会議	1回につき 3,000円